

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長  
大学を設置する各学校設置会社担当課長  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長  
各都道府県教育委員会専修学校主管課長  
各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課 長  
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

石 塚 哲 朗

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

根 本 幸 枝

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

藤 吉 尚 之

新入学生等への成年年齢引下げ及び消費者被害防止に向けた注意喚起のお願い（依頼）

平素より消費者教育の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 4 年 4 月 1 日から民法改正により、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることを見据え、これから成人となる若年者の消費者被害防止・救済及び自立した消費者の育成に向け、関係省庁が連携して「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンとして、消費者教育に関する各種取組を推進しています。

この度、このキャンペーンの一環として、別添のとおり啓発資料「18 歳から大人！考える！新成人」を作成いたしました。本資料は、成年年齢引下げに係る内容にあわせて、若年者をターゲットにした消費者被害について、事例を掲載し注意喚起を促す内容を掲載しています。

新年度は新しい環境で生活を始める学生が多くなる時期であり、様々なトラブルを抱える可能性があります。消費者教育は継続して実施する必要があることから、本資料の内容について、入学ガイダンス等において配布いただくなど、在籍する学生等へ周知・啓発くださいますよう御協力をお願いいたします。

また、国公立大学法人におかれましてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれましてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）に対して、各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

#### 【別添】

- ・「18歳から大人！考える！新成人」
- ・「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施について（通知文書）

#### 【参考】

- ・「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施について  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/basic\\_policy/assets/basic\\_policy\\_210322\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/assets/basic_policy_210322_0001.pdf)
- ・「18歳から大人」特設ページ（消費者庁 HP）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/)
- ・消費者庁「18歳から大人」Twitter アカウント  
[https://twitter.com/caa\\_18sai\\_otona](https://twitter.com/caa_18sai_otona)
- ・消費者教育教材「社会への扉」確認シート（契約編、お金・暮らしの安全編）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_010/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/)
- ・啓発用資料「友達から怪しいもうけ話を持ちかけられたら要注意！～それってマルチかも！？」  
[https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_transaction\\_cms203\\_210202\\_03.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_210202_03.pdf)
- ・消費者教育の推進について（文部科学省 HP）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/syouthhisha/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthhisha/index.htm)

#### 【本件連絡先】

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
消費者教育推進係 村上、大風  
電話：03-5253-4111（内線 3462）E-mail：consumer@mext.go.jp